





## 児童虐待とは？

児童虐待の防止等に関する法律では、保護者がその監督・保護する児童(18歳未満の者)に対して行う次のような行為と定めています。

<p><b>性的虐待</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●児童への性交、性的暴行</li> <li>●性的行為の強要</li> <li>●性器や性交を見せる</li> <li>●児童ポルノの被写体にするなど</li> </ul> 	<p><b>身体的虐待</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●殴る、蹴る、叩く、激しく揺さぶる</li> <li>●熱湯をかける、おぼれさせる</li> <li>●たばこの火を押しつける</li> <li>●投げ落とす、逆さづりにする</li> <li>●冬に部屋の外に閉め出す</li> <li>●意図的に子どもを病気にさせる など</li> </ul> 
<p><b>心理的虐待</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●言葉で脅かす</li> <li>●他の兄弟と著しく差別的な扱いをする</li> <li>●児童を無視したり拒否的な態度を示す</li> <li>●児童の心を傷つけるような言動をする</li> <li>●配偶者間暴力(いわゆるDV)に日常的にさらす など</li> </ul> 	<p><b>ネグレクト(養育の放棄・怠慢)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●児童を家に残したままたびたび外出したり、車などに長時間放置したりする</li> <li>●病気になっているのに病院に受診させない</li> <li>●下着などを替えさせず不潔なままにする</li> <li>●適切な食事を与えない</li> <li>●登校する意志がある児童を登校させない など</li> </ul> 

このような児童を見つけたり、疑いがある場合は以下の連絡先へ通告します  
(虐待が行われているかどうかの調査は児童相談所等で行います)

窓口	電話番号	相談時間
県中央児童相談所 (おきなわ子ども虐待ホットライン)	098-886-2900	24時間・365日
県コザ児童相談所	098-937-0859	8:30~17:15 (祝祭日、年末年始、慰霊の日を除く月~金)
各市町村の担当窓口	—	各市町村によって異なります

※現に虐待が行われ、児童の生命身体に危害が加えられている場合など、緊急の場合は「110番通報」してください。

# 児童虐待から子どもたちを守る

守るのは気づいたあなたのその勇気



### 児童虐待の現状

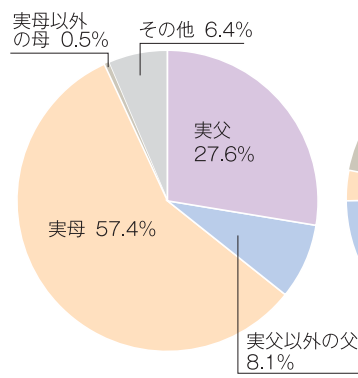
近年、全国的に児童虐待が増加し、児童が死亡する重大事例も発生しています。児童虐待は子どもに対する重大な権利侵害であり、その防止に向けて社会全体で取り組む必要があります。

平成二十二年年度の県児童相談所における児童虐待処理件数は四百二十件となっており、ここ数年高止まりの傾向を示しています。虐待の種類では、ネグレクトが四十一パーセントで最も多く、次に身体的虐待となっています。主な虐待者は、実母が最も多く、実父と続いています。

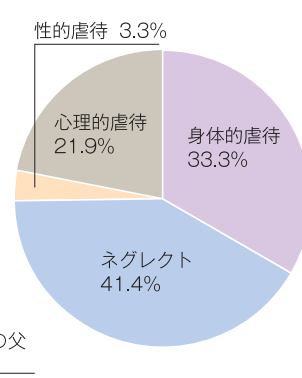
### 児童虐待かな?と思ったら

児童虐待の防止等に関する法律では、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、児童相談所等に通告しなければならぬ」と定めています。現に虐待を受けている児童を発見したときはもちろん、虐待を受けているのではないかと感じたら、迷わず通告してください。通告を受け、市町村、県福祉保健所または児童相談所で虐待があったかどうかの調査を行います。また、通告者が特定されないように配慮

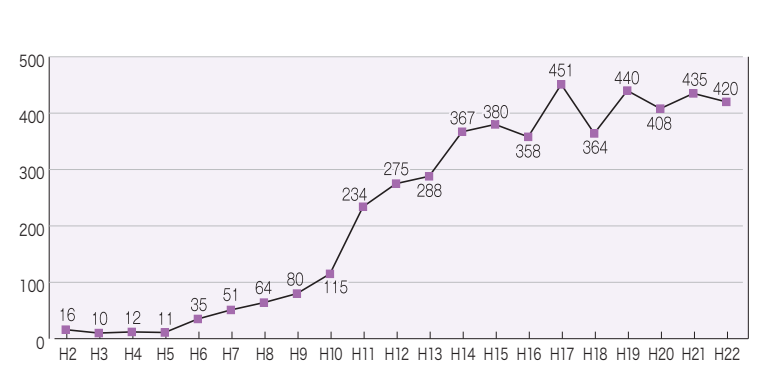
■ 主な虐待者(H22沖縄県)



■ 児童虐待の種類(H22沖縄県)



■ 児童虐待処理件数の推移(沖縄県)



### 児童虐待を防ぐために

県民の皆様からの早期の通告が、虐待の未然防止・早期発見につながり、子どもを虐待から守る大きな一歩となりますので、ご協力よろしくお願いします。

### 保護者の方へ「子育てがうまくできずに自分を責めてしまつた」

「イライラして、つい子どもに当たつてしまえば後悔する」「周りに助けしてくれる人がいない」など、子どもに関して悩みを抱えていますか。このような場合はひとりで悩まず、地域の子育て支援センターや市町村の担当窓口、または児童相談所などに相談しましょう。適切なアドバイスを受けられるとともに、必要に応じた支援が受けられます。

### 子どもたちへ「家族の誰かにいやなことを言われたりいやなことをされている」「お腹がすいても家に食べるものがない」「親に叩かれたりして痛い思いをこころ」といったことはありませんか。

このような時は、ひとりで悩まないで、学校の先生や近所の信頼できる人に相談するか、次のページにある連絡先に電話をしてください。

## 講演会のお知らせ

### 児童虐待防止推進講演会

- 日時 / 平成23年11月26日(土) 14:00~16:00 (開場13:30)
- 場所 / 沖縄県立博物館・美術館講堂
- 講師 / 森田ゆり氏(エンパワメントセンター主宰)

入場無料  
事前申込制



お問い合わせ 県青少年・児童家庭課 TEL:098-866-2174 FAX:098-868-2402